

事務連絡
令和5年6月22日

各介護サービス事業所 管理者 様
各介護予防・生活支援サービス事業所 管理者 様

久留米市健康福祉部介護保険課
介護保険課長 藤木 達也

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更に伴う
介護サービス事業所の対応方針について（通知）

日ごろから、久留米市の介護保険事業の運営についてご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて、感染症法上の位置づけ変更後における対応が示されましたので、お知らせいたします。

また、本市におきまして、各サービス事業所における運営上の留意点について「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について（令和2年2月26日付）」等においてお知らせしたところですが、厚生労働省からの最新情報等を踏まえ、令和5年7月1日以降は下記のとおり取り扱うことといたします。内容をご確認の上、対応いただくようお願いいたします。

本通知や厚生労働省からの最新情報は、市のホームページに随時掲載しますので適宜ご確認いただきますようお願いいたします。

記

基準日：令和5年7月1日

	通知文書（久留米市独自通知分）	今後の取扱い
①	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について（令和2年2月26日付）」	終了
②	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について第2報（令和2年4月21日付）」	一部修正 別添参照
③	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について第3報（令和2年7月3日付）」	終了
④	「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の実施について（通知）（令和2年10月8日付）」	終了

【久留米市ホームページ掲載場所】

トップ>組織からさがす>健康福祉部介護保険>新型コロナウイルス感染症に係る
介護サービス事業者の対応について

久留米市健康福祉部介護保険課
育成・支援チーム
TEL:0942-30-9247 / FAX:0942-36-6845